

の支援に関する連絡会議の開催など、省庁の垣根を越えた情報発信に努めてきたところでございます。

引き続き、こども家庭庁や文部科学省とともに連携を図りながら、場面緘黙を含む発達障害への支援を努めてまいりたいと思います。

○今井絵理子君 ありがとうございます。

最後になりますが、場面緘黙に関して、当事者団体の方から心配の声が寄せられています。

それは、現在、場面緘黙の方は発達障害者支援法に基づき支援を受けています。しかし、WHOによる国際的に統一した基準で定められた疾病等に関する分類が改訂されたことの影響で、場面緘黙の方が、今後、同法に基づく支援を受けられなくなってしまうおそれがあるという不安の声を当事者団体から聞きました。

WHOの分類の改訂後も、場面緘黙の方が引き続き発達障害者支援法に基づいて支援を受けられていくようにしていく必要があると考えますが、最後に御見解をお伺いします。

○大臣政務官（三浦靖君） お答えいたします。

発達障害者支援法に基づく発達障害の定義につきましては、関連省令や通知等におきまして、疾病等の国際分類であるICD-10における心理的発達の障害及び小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害に含まれる障害であると示し

ておりまして、この対象に場面緘黙が含まれているところでございます。

先生御指摘の疾病等の国際分類の改訂につきましては、現在、関係学会の意見等を伺いながら、国内の統計基準への適用のための和訳作業を行っているところでございます。

発達障害者支援法の関係通知等の見直しにつきましては、これを踏まえて今後検討を行うこととしておりますが、いずれにいたしましても、発達障害者支援法に基づく支援につきまして、同法の目的や定義等の規定に従い、支援を必要とする方々に対して適切に行われるべきと考えておるところでございます。

○今井絵理子君 ありがとうございます。以上で質疑を終わりたいと思います。

○古賀千景君 おはようございます。立憲民主・社民の古賀千景です。

先ほど今井議員の方からも視察についての質疑がありました。私も、それについてまず前半は言わせていただきたいと思います。

視察内容や大学の詳細については割愛いたしますが、千葉科学大学は、二〇〇二年の銚子市長選に、加計学園の運営する大学で客員教授を務めていた元官僚が大学の誘致を公約に挙げて当選。人口減少や地域経済が疲弊する中、地域の活性化、教育、文化の向上に貢献することや、町づくりの

抜本的な対策になると期待されて誘致がされました。

本年、開学二十周年を迎えましたが、人口減少や少子化の影響もあり、危機管理学部、薬学部、看護学部の三学部で定員割れが続く、二〇二四年の入学人数は二百七十九人と、定員四百九十人を大きく下回り、充足率は五七％となっております。また、ここ数年で、薬学部生命薬科学科、危機管理学部環境危機管理学科、大学院薬学研究科薬科学専攻を相次いで募集停止するなど、深刻な状況となっております。それに伴い、大学の収支は、二〇一六年以降、二二年度まで七年連続で赤字が続くという厳しい経営難に陥っています。

この局面を打破するために、大学は、銚子市に対して公立学校化を強く要望しており、現在、有識者による検討会議で議論、検討がなされております。この検討会の第一回会合では、大学側から、公立化が拒否されれば撤退も辞さないという、ある意味で圧力とも取れるような発言もあり、波紋を呼んでいます。

現在、銚子市、大学、学生や教職員にとっても大変厳しい状況であると思いますが、建学の精神で入学している学生の思いを大事にする必要があります。大臣はこの現状をどのように捉えていらっしゃるか、教えてください。

○国務大臣（盛山正仁君） 先ほどもちよっと御

答弁申し上げたところでございますが、一般論として、地方の中小規模の私立大学の経営は大変厳しくなっている、少子化の影響も強く受けているということでございます。

そして、その私立大学の公立大学化につきましては、各地方公共団体の判断により行われるということも先ほど御答弁申し上げたところでありますが、そこに当たっては、地方公共団体においての財政負担、これを考えていただくということになります。大学で養成しようとする人材の需要、定員の充足の見込み、法人経営の見通し、こういったことを十分お考えいただいた上で、これはその地方自治体で御判断をされるということになると思います。そして、この千葉科学大学の公立大学化ということにつきましては、現在、銚子市において検討委員会、こういったものが開催されているところでございます。

我々としては、その状況をまず見守るということになるわけでございますけど、何といたしまして、その学生の方々、今少なくとも通っておられる学生の方々について不利益がないようにしていただくということがまず第一かとは思いますが、先ほど古賀先生からも建学の理念という話もありましたけれども、何のためにそういう大学を設置をして、何をしようとしていたのか、そう

いったことも含めまして、そして、今後のその経営上の観点、そして当該地方自治体の財政負担を含めてのお考え、こういったことも含めてしっかりと御検討していただきたいと、そういうふうにかえております。

○古賀千景君 この誘致は、当初、地域経済や銚子市の財政に大きなメリットがあると予測されておりまして。市は、大学の誘致で学生や教員などが移り住み、人口二千六百人が増加すると試算。その移住してきた学生や教員などによって生み出される地域への経済効果は、毎年約六十九億に上るとされていきました。そのほかにも、建設工事費等で百六十五億が想定されていきました。しかし、実際には、先ほど指摘したとおり学生数は定員を下回り続けており、人口の推移を見ても市の人口は減少の一途をたどっております。経済効果については、二〇一七年時点の市の推計で、推定の三分の一程度の年間二十二億程度にとどまっております。

開学に当たって、銚子市は七十七億五千万円を負担し、十・七ヘクタールの市有地を無償貸与しました。市は、約七十億円を地方債の発行で賄い、利息も含めて毎年四億円の借金返済を続けており、二〇二五年度まで返済が続いています。多額の公費負担によって銚子市は深刻な財政負担に陥ったことは間違いありません。

地域経済に与えた経済的な影響は甚大であり、このような状況を盛山大臣はどのように感じていらっしゃるでしょうか。

○国務大臣（盛山正仁君） 若干先ほどとダブリますが、首都圏、特に東京都以外の都市において、どこでも人口が減少している、そういう局面になっています。二〇〇八年に、日本全国の人口が減っている。その中でも大都市、ここにおいてはまだ社会的な移動がありますので、人口が増加しているところは東京のようにあるわけでございますけど、それ以外のところは自然減プラス社会減ということで人口が減っている。そういうことも含めて当時の見通しがどうだったのか、その建学というんですかね、設立のときの、そういうことにもなるわけなんですけど、事前のその将来予測、こういったところと大分ずれてきた、そのほかにも様々な要因があつて今の状況になっているのではないかなと思います。

しかしながら、繰り返しますけど、その誘致をされようとした自治体であり、そしてどういうふうな、その大学を誘致することによってその地域を活性化されようとしたのか、連携がどうだったのか、そういったことをお踏まえになって、そして、さらに、今の時点でその検討会をつくって今検討をしておられるということでございます。それから、今の厳しい状況になったということは

もう既に起こっている話でございますので、今後どういうふうはこの大学をやっていくのか、そういうことをしっかり銚子市、御地元である銚子市を中心に御検討をいただくことが必要かと存じます。

○古賀千景君 私立大学が公立大学化された大学は幾つあるか、教えてください。

○政府参考人（池田貴城君） お答え申し上げます。

平成二十一年に高知工科大学が公立大学化されて以降、最近では令和五年に旭川大学が公立大学化されておりまして、これまで計十二校の私立大学が公立大学化されております。

○古賀千景君 ありがとうございます。

私は、反対に、私立大学が公立大学化されて、許可されなかった大学は幾つあるかということも本当はお伺いしようと思いました。そうしたら、そのときの通告で言われた言葉は、公立大学が実現しなかった数とか公立大学化を要望して申請している数などは自治体や大学任せで分からないということを文科省の方は言われました。私は、視察へ行つたときに、新潟とか姫路とかが公立化されなかったというお話は伺ったんですけれども、いろいろ公立化などこのような状況の中で考えていく上では、文科省の中でもそういうことは自治体大学任せではなくきちんと把握していくべきなの

ではないかということを思いました。

では、この公立大学化をすることのメリットとデメリットについて教えてください。

○政府参考人（池田貴城君） お答えいたします。

私立大学の公立化につきましては、各地方公共団体の判断により行われるものでございますが、これまでの事例では、授業料等の学生納付金引き下げられる場合が多いほか、志願者数も増加している例がございます。地方公共団体にとっては、地域に大学が存立し続けることによって、地元での進学機会の確保、地域で活躍する人材の育成、大学の教育研究力を生かして産業など地域社会の活性化がなされる、こういったメリットが期待されているものと承知しております。

一方で、公立大学化した場合、地方公共団体が大学の運営について恒久的に財政措置を行うことが必要となり、地方負担が増えることとなります。したがって、大学で養成しようとする人材の需要や定員の充足の見込み、法人経営の見通しなどについて十分検討した上で、公立大学としての設置の是非を判断していただく必要があると考えております。

○古賀千景君 今おっしゃっていたとおり、公立大学に転換することによって国からの地方交付税交付金が大学の運営費に充てられていくことになり、財政難に陥っている大学にとっては経営

の安定化を図ることができる、また授業料も抑えることができる、そのため、大学の志願者数が増え、入学者数も増加することが望める。

でも、このようなことで、公立化ドミノ現象と言われているそうですが、そのような状況が起きています。私も、そのことについて、私学が公立化することに対する文科省のお考えもお聞きしましたが、地方と大学が決めることなので文科省としての考えは特にないというふうに言われました。審査はされるということは伺いました。しかし、これからの高等教育を考えていく上で、文科省ももう少し関わって意見を言っていたりとかいろいろする必要があるのでないかと思えます。これから公立化が進んでいったときに、次は公立化同士の競争が起こっていくとか、そんなこともあると思います。そのような視点でもお考えいただきたいと思っております。

では、公立大学化が今のところその十二校というところはすごくいい方向に向かっているということをお聞きしておりますが、もしこれから失敗した場合、そこを救済するということの取組はどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人（池田貴城君） お答え申し上げます。

大学の教育研究活動が適切に行われることを担保するための方策としては、まずは設置認可の際

に大学として最低限必要な水準、これは大学設置基準等を満たしているかどうか確認いたします。

その上で、大学設置後に各大学における継続的な自己点検評価、自己点検評価を踏まえた第三者評価である認証評価、大学が社会に対する説明責任を果たすとともに社会との対話等を通じた教育研究環境の質の向上を図る情報公表、こういった仕組みによりまして大学の質の保証のシステムを整えております。

文部科学省としては、各大学が設置後も適切な運営を続け、教育研究活動等の水準を維持することとはもとより、こうした質保証システムを通じた更なる質の向上が図られるよう、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと思います。その上で、経営が悪化傾向にあるような大学に対しては、きめ細かな支援を私学共済事業団などとも連携して行っているところでございます。

○古賀千景君 一応そこで審査をされるということですので、その責任も文科省にもきちんとあるのではないかと。そして、その後は、おっしゃっていたとおり、しっかりと見ていただけるんだと思いますが、そこにやっぱり失敗したところ皆さんの税金を投入していくということになっていきますので、そのところ、しっかりと文科省としても関わっていただきたいと思っております。

これ、そしてその後も、校舎の建て替えとか、いろんなところで費用がかさんで、そこに、公立化した場合、住民の皆様の税金というところが関わってきますので、そこもしっかり見ていただきたいと思っております。

そのほかの大学でも、施設利用料とか実験実習費の補填などで県の負担が増えているという公立学校も、大学も聞いております。多額の税金を投じるというところを考えていただきたいと思います。

今回行って、銚子市の方も大学の必要性は十分感じていらつしやいました。ボランティアだったとか、消防団、消防とか、いろんなことですからここにいてほしいんだと、大学にいてほしいとは思っている、しかし、財政が銚子市としてはとても厳しい。そして、そういうところは国としての補助というのは多少は出されていると思いますが、そういう残してほしいと市が要望しているようなところに国の補助というのはあるんでしょうか、お願いします。

○政府参考人（池田貴城君） それは、公立、私立大学に対してということでございましょうか。

私立大学に関しては、私学助成で支援をしておりますので、地方大学も含めて私学助成を個別に、その設置規模、設置する大学の規模や取組の事情に応じて支援をしていくという状況でございます。

○古賀千景君 ありがとうございます。

そして、もう一個言われたのが、医療系学部はともて教員数がたくさん必要だということを言われました。それで、文系よりもやっぱり理系の方がたくさん大学としても費用が掛かっていくということと言われたのをよく覚えています。補助も国からも十分されているということも伺っていますが、やっぱりそうやって大学が困っているという現状というのを十分理解されて、それからどうやって国が対応していくかということもお考えいただけたらと思っています。

また、デメリットとして私が考えたのは、地元の進学者が減少していくことが行われないうだろうということも考えました。行った大学の方でも、銚子ブランドで全国から人が集まってくると、大学からすれば、入学者が増え、メリットがあるでしょう。しかし、その地域、銚子市の人たちはそこに入学しにくくなるのではないかと、反対に。そして、銚子市の人が税金も投入している、でもそれは全部ほかのところに行ってしまうとなったときに、地元の学生をきちんと確保できるのかというところをちょっと心配に思いました。公立化をした大学の地域内外の入学率というのは把握されているか。そして、公立大学化した前後の傾向について、どのように変化している傾向があるか。資料がありましたら教えてください。

○政府参考人（池田貴城君） お答え申し上げます。

公立大学化する前後の地域からの入学率、あるいはその大学を卒業して地域に就職するような就職率、これは大学によってかなり状況が違いますので、一概にお答えしにくいのですが、地域からの入学率は、傾向としては公立大学化前よりも公立大学化した方が地域からの入学率は低下する傾向にあるようにございます。一方で、就職率についても、これは卒業後、その地域に就職する方が増加しているケースもありますし、減っているケースもあると、まちまちでございます。

その上で、公立大学化の御判断は、先ほども申し上げましたように、地域、各地方公共団体において地域の状況を踏まえながら、議会等で十分検討の上、設置の是非を判断していると認識しております。今おっしゃったような地域の入学者、あるいは就職者に関することも含めて、様々な観点から議論をされているかと思えます。

各地方公共団体におきましては、公立大学の設置によって何を期待しているのかということをも十分議論していただいて、地域内にその内容を周知していただくとともに、公立大学の設置による効果がその期待に果たして応えられているかどうか、こういったことを継続的に分析していく必要があるのではないかと考えております。

○古賀千景君 大学を誘致するに当たって、受入れ体制とかその就職先、そんなところも地方としてしっかりと考えていかなければいけないんだろうなと思いました。

これは一般的な大学の話に変わります。

これからも十八歳人口は減っていったら、定員に満たない大学がどんどん増えていくのではないかと私は考えますが、その点、文科省としてはどのように対応しようとお考えか、お願いします。

○国務大臣（盛山正仁君） 従前より文部科学省におきましては、定員が未充足ということの原因として経営悪化傾向にあり、経営改善が必要な学校法人に対しましては集中的にきめ細かな指導を実施するようにしております。

ただ、そうはいいいまでも、その全体の少子高齢化の中で特に若年層、その出生数がこれだけ減っているわけでございますので、そういうことを考えますと、二〇四〇年代の大学の入学者数は現在の規模と比較して十万人以上減るのではないかとということが危惧されているところでございます。

この状況は別に私立だけではなく、国公私を問わず全ての大学に影響する問題であります。ですからこそ、昨年の九月に中央教育審議会に対して、急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について諮問を行って、現在、精力的に御審議をいただいているところでござい

ますので、こういった議論も踏まえつつ、どうすればいいのか、大学改革の在り方というものにつかり取り組んでいきたいと考えております。

○古賀千景君 済みません、質問の順番を変えます。

大学は今おっしゃっていただきました。しかし、地方では高校も同じような状況になっていて、統廃合されていったりとか廃校になっていったりとか、それでやっぱり地元高校生がいなくなっている、そのような状況もたくさん聞いております。高校に関してはどのようにお考えか、お願いします。

○国務大臣（盛山正仁君） 公立の高等学校の再編整備計画については、設置者であります各地方公共団体等が地域の実情や生徒のニーズなどを踏まえて適切に判断すべきものと考えております。

その上で、文部科学省としては、高等学校は地域の核となる必要不可欠な存在であります。生徒の関心や地域の実情に応じた特色、魅力ある教育を実現することがその当該教育委員会等に期待されているところではないかと思えます。

そのために、文部科学省におきましては、地域の将来を担う人材の育成を図るために、地域社会が有する課題や魅力に着目した実践的な特色、魅力ある学びに重点的に取り組む学科の設置を可能とする新しい普通科の設置促進や、地域の産業界

との連携、協働の強化など、各高等学校における特色ある教育活動の展開に向けた支援、そして小規模校の課題等を最大限解消し、生徒の多様な学習ニーズに対応するための遠隔授業の推進などを実施しているところであり、これらの施策を通じて各高等学校が地域の核としての役割を果たすことができるよう、引き続き、高等学校の特色化、魅力化に我々もしっかり取り組ませていただきたいと思います。

○古賀千景君 大学にしても高校にしても、自分たちが、学生の皆さんが行きたいと思った大学、高校が近くにある、そして、それが保護者がきちんと大きな負担とならないような状況で進学させることができる、そのようなことを、やっぱり一番は学生の気持ちというところ、それを財政的な面とか効率化とか、そんなもので分断されないように、そのことは重々よろしく願います。

話を、質問を戻します。

そうやって大学とかがなくなる、公立化でいったときに教職員の皆さんの立場が変わっていくと思います、私学だったのが公立大学になっていくて。

そこで、マイナスにならないように、処遇がマイナスにならないようにということを私は考えますが、その点はどのように文科省としてはお考えでしょうか。

○政府参考人（池田貴城君） 公立大学の場合は、現在の仕組みでは、その公立の機関として、自治体の附属機関としての場合と法人化して公立大学法人としての位置付けと両方ございます。私立大学を公立化する場合には、そのいずれかになるとしても、現にいる教職員の方々の身分とか雇用状況、これはしっかりと御説明をして移行をする必要があると思っております。

○古賀千景君 その点はしっかりと、教職員の働き方というところもお願いいたします。

では、話、話題を変えます。資料の方をお配りしました。義務教育の方の標準時数について質問をいたします。

資料を御覧いただきますと、二〇一七年の授業時数の実績を見ると、標準時数九百八十に対して実績が千四十・二。このときに文科省は、標準時数に問題はないが、各学校の指導体制を整えないまま標準時数を大きく上回った授業時数を実施することは教師の負担増加に直結するものであることから、このような教育課程の編成、実施を行うべきではないということを書かれています。これに対して、二〇二一年度の授業時数の実績を御覧ください。標準時数は千十五に対して実績は千五十九・九。標準時数が増えたとはいえ、二〇一七年に示した見解のときの千四十・二の実績を、千五十九・九と、十九・七上回りました。文科省は、

標準時数を大きく上回る授業時数は実施すべきではないとの見解ですが、実際にはこの状況です。これに対してどのように捉えられているか、教えてください。

○政府参考人（矢野和彦君） 御指摘の資料についてでございますけれども、確かに指導体制のないまま標準授業数を大きく上回っている場合は見直すべきでございますが、この大きく上回っている場合というのは、まあ千八十六時間、これ理論的には三十五週で七時間以上の授業が幾つか出てくると、こういった場合を見直すべきとしておりまして、千四十、千五十九自体を問題視しているわけではないということをお話し申し上げ、御指摘申し上げたいと思います。

ただ、千八十六時間については、昨年の通知でも御指摘しましたとおり、四割弱の学校、小中学校がそういう実態にあるものと考えておりまして、改善が必要な学校があるというふうに考えております。このため、令和五年九月に、標準授業時数を大きく上回った教育課程を編成している場合には見直すことを前提に点検を行い、指導体制に見合った計画とすること、感染症等の不測の事態でも、標準授業時数を下回った場合、そのことのみをもって法令に違反するものではない、こういったことを各教育委員会に求めたところでございます。

各学校において、児童生徒の学習状況や指導体制を踏まえつつ、自校の授業時数をしっかりと検証し、必要に応じて改善していただきたいと考えております。

○古賀千景君 千十五時間でいいということで、下回ってもいいと今言っていたきましたが、なぜ千八十六で、その七十というのは何なんですか。

○政府参考人（矢野和彦君） 今ちょっとお話し申し上げましたけれども、一年の授業時数、授業をやる週を三十五週と仮定した場合、理論的には七時間授業をかなりやらないといけないということになりますので、私どもとしては、一つの目安ではございますけれども、千八十六というところに焦点を当てているということでございます。

○古賀千景君 いや、先ほど話を聞いた限りでは、千十五で十分なのではないかということを私はちょっと思いました。

では次、文科省が二三年四月に発出しましたこの教育課程の編成・実施状況調査事務連絡についてお伺いします。

これで、これでも同じように、大きく上回っているところは一定あるということや出てきたんだと思います。そんなに予備時数たくさん要らないよということを出していただきました。では、その後どんな状況になっていて、この後の追跡調査というのはされているのかどうか、お

願います。

○政府参考人（矢野和彦君） この通知の実施状況を把握するために実施しました令和五年度の教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査、これを昨年十月に行っておりまけれども、その結果によりますれば、八五%以上の市区町村教育委員会が点検を既に実施又は実施中又は実施に向け検討中と回答しているなど一定の進捗が見られていると、こういう状況でございます。

○古賀千景君 出していたのが去年の四月で、今はもう六月、今年の六月で、まだいまだに検討中とか、もう一年たっているから、本当は、カリキュラムというのは学校は三月には作り上げて四月から実施しますよね。ということは、検討中というのはまだまだ遅いのではないかとということを私は思います。今年の四月からの新年度、どのような状況なのかというのは調査をしていたきたいと思います。

では、次です。

でも、教育委員会、自治体によってはもう千十五でぴしっと、文科省が言っている千八十六ではなく、千十五できちんと詰めている教育委員会もたくさんあります。このような標準時数を守っている地域の取組、これを広げていく考えは文科省にはあられますか。

○政府参考人（矢野和彦君） 先般の中央教育審

議会の特別部会審議のまとめでは、年間の週数は三十五週ではなく実際には四十週程度であり、千十五単位時間の授業時数を確保するために必ずしも週二十九単位時間の授業を実施する必要はないこと、こういうことにも触れつつ、週二十九単位時間よりも少ない教育課程編成の例を紹介していくことも提言されたところでございます。

こうした提言も踏まえつつ、様々な機会を捉えて、各教育委員会や各学校が積極的に教育課程編成の見直しに取り組むための情報提供を行ってまいりたいと考えております。

○古賀千景君 この時数を千十五を下回らないために頑張っているんです、学校も。私も、やったときには、小学校六年生で四十分授業にして、一週間七時間は授業しましたよ。そうやって時数をしていったけど、子供の身に付いたかと言われると、子供はぼうっと七時間座っている、結局疲れているんですよ。そんな状況で、時数で、たくさん学級閉鎖になるから取っておかなくちゃいけないとか、そういうのは子供に関して適切ではないと私は思います。

授業時数は、感染症とか台風とかでもしかしたら学級閉鎖かもしれない、なるかもしれないからといって学校でたくさん、五十も百も予備に取っていますよね。そのようなことはしなくても構わない、千十五でオーケーだ、そして下回っても構

わない。先ほども言われましたが、その確認、もう一度、千十五で構わない、よろしいでしょうか。○政府参考人（矢野和彦君） 繰り返しになりますけれども、千十五という時間は標準授業数でございませけれども、最低限の授業数ということではございますけれども、例えばインフルエンザとかコロナのような、あるいはその災害のようなことがございまして、必ずしも直ちにそれを下回るということ自体が違法となるものではないということでございます。

○古賀千景君 この前出ました審議のまとめの十九ページ、二十ページにも、必ずしも千十五単位時間を確保するために週二十九時間単位の授業を実施する必要はない、明記されていますよね。ですの、千十五でオーケーということ、私はそのように捉えます。

では、今カリキュラムオーバーロードという言葉がありますが、その言葉は御存じでしょうか。大臣、御存じですか。

○国務大臣（盛山正仁君） はい。知っております。

○古賀千景君 どのような意味か言えます。大体でいいです、大体で。お願いします。

○国務大臣（盛山正仁君） 先ほど来質疑がございましたけれども、生徒にとつて授業数が多過ぎるんじゃないか、それがカリキュラムオーバーロ

ードということ、それで先ほど古賀先生おっしゃったように、ぼうつとしていた生徒さんがどの程度いらつしやるか分かりませんが、子供の体力ですとか、そういう能力みたいなことを考えて、適切な授業の在り方がどうであるのか、そういうったこととの比較でカリキュラムオーバーロードと、そういう表現をされているということだと理解しております。

○古賀千景君 ありがとうございます。そのとおりです。

子供たちにとつて毎日六時間、小学生ですね、五日間というのは結構大変で、今子供たちつて放課後が忙しいんですよ、習い事行ったりとか、社会体育行ったりとか。そのために時数を減らせとは言いませんが、先ほど私も申し上げましたとおり、足りないときには七時間とか、そんな、もう何というの、数字だけを合わせるようなカリキュラムを作っているのが実際の学校なんです。だから、そういう、子供たちが結局、ええ、あした七時間つてやつぱり言うんですよ。当たり前ですよ、やつぱりもうへとへとだもつて。時間割組むときも、国語とか算数というのは一、二時間目しか持っていけないんですよ、もう午後は疲れてしまから。そんなことを考えたときに、子供たちのこの時数をもっと減らしてもいいのではないかと、いうことを私は思っています。

審議のこのまとめにも、三ページにも、今回、世界の学力テスト、PISAの結果、書いてありました。日本は、数学的リテラシー、読解力及び科学的リテラシーの三分野全てにおいて世界トップレベルの結果であった。三年に一回しかこれは行われません。この三年間、突然の学校閉鎖で数か月間学校は閉鎖になり、多くの学校は時数が下回ったと思っております。それでも世界トップクラス、いいじゃないですか、減らして。だって、下がっていないんだもん。そうしたら、私は、時数をもっと子供たちの余裕があるような、そして、自分たちが教えられるという受け身だけじゃなく自分で何かをしたいと放課後に思い出せるような、何かそんなふうに時数を減らした方がいいんじゃないかと思いますが、そこはいかがでしょうか。○政府参考人（矢野和彦君） お答え申し上げます。

標準授業時数は、これからの社会を生きる子供たちのために求められる資質、能力を育成するために必要な時間として定めたものでございまして、教育の質を量的に支えるものとして重要なものと考えております。このため、標準授業時数の在り方については、現行の学習指導要領の下での子供の学びや教師の指導の実態を踏まえ、全体として教育の質の向上につながっていくようにしていく必要があると考えております。

いずれにしても、今後の学習指導要領の改訂に際しては、標準授業時数の在り方についても論点の一つとなりますので、現行の学習指導要領の実施状況などを十分に踏まえつつ、中央教育審議会での専門的な御議論もいただきながら検討してまいりたいと考えております。

○古賀千景君 通告していないので申し訳ないですが、千十五のエビデンスって何ですか。

○政府参考人（矢野和彦君） 千十五のトータルで、エビデンスということではないんですが、例えば九百八十時間から千十五時間に延びたという、これは小学校の英語です。つまり、今、子供たちが必要とされているであろう授業時数を足し上げると千十五時間になると、こういう考え方でございます。

○古賀千景君 いろんなものをそうやって増やしているじゃないですか。三十五時間英語が増えた、減らすものは、減らしてくれるものがない、だから子供はあつぷあつぷになるんですよ。

だから、学校で教える内容どんどんどんどん、この前も私も話させていただきました、何とか教育、何とか教育、アントレプレナーシップ教育を入れていけとか。入れるとは言わないけど、入れた方がいいですよ、そうしたら学校が入れていく。そうやって何とか教育がどんどんどんどん入っていったって複雑化して、とつても学校は大変な

んですよ。

今回、先ほども話にりましたが、学習指導要領の策定に、また新しい学習指導要領のことをいろいろ今考えられている途中だと伺っています。学習指導要領の内容の精選を強くお願いしたい。

例えば、三年生で割り算して、四年生の初めにもう一回その三年の復習の割り算とか入ってくるわけですよ。そんなの私たち宿題でさせますから。

あつ、私たちはもうできないけど、させますから、そういうところじゃなくて、きちんと時数をもつともつと学習指導要領改訂に向け減らしていくってほしいと思っていますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣（盛山正仁君） いろんなものがどんどんどんどん世の中が変化するにつれて、英語だけではありませんが、インターネットや何やも含めて、教えないといけないと思われるような状況が増えてきたということもあり、今のような状況になっていると思います。

大分以前にゆとり教育というのがあつて、私も親として見ていて、ええつ、これでいいのなんて思ったことがあります。それで、その後、いろいろやはりそういったことも含めて反省に立って現在の学習指導要領ができています。先生のような問題意識を持つておられる方はほかにたくさんいらっしゃるかと思いますので、今後のその学習指導要領の改訂というところに当

たつてどうすればいいのか、今のお子さんにどういうふうにしていくのかがいいのか、そういったことを含めて御審議をしていただき、そしてより良い学び、教育、こういったものを目指していきたいと考えております。

○古賀千景君 ありがとうございます。

では、時間がなくなりましたので、申し訳ありません、最後に一つだけ。

この前また出ました審議のまとめの考え方のQアンドA、三問ありましたが、これに、教師の処遇改善よりも先生の数を増やすことの方が大事なのではないですかというQに対して、時間外在学等時間が長くなる要因である持ち授業時数の軽減という言葉があります。

私は、教職員に、人を増やして持ち時数を法律でちゃんと何時間までと決めた方がいいのではないかと思います。私、実際、三十時間毎週していましたけど、次の日の六時間の授業の準備は三十分ですよ、一時間五分しか準備する暇がない。こんなでは子供たちに納得のいく教育はできません。ですので、持ち授業時数に、これに制限を掛けるような法律というものが必要なのではないかと思います。その件に関しては、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（盛山正仁君） 令和四年度の教員勤務実態調査の結果では、授業の持ちこま数が多い

が受け持つ児童生徒数の少ない場合は在校等時間が短くなるなど、持ちこま数のみで教師の勤務負担を測ることは十分ではないという課題があると認識しております。

このため、授業の持ちこま数については国が一律に上限を設けるのではなく、特定の教師に過度な負担が生じないよう、例えば持ちこま数が多い教師にはその他の校務分掌を軽減するなど、各教育委員会や学校の実情に応じて柔軟に対応するべきものと考えております。

他方、授業の持ちこま数の軽減を図ることは重要な課題であるとも認識しております。特に授業の持ちこま数が多い小学校については教員定数の改善により教科担任制を進めており、令和六年度予算においては、当初予定していた令和七年度までの二か年分の改善数を前倒しして盛り込んでいくところでございます。

文部科学省としては、引き続き、教育の質の向上に向けて、学校における働き方改革の更なる加速化、処遇改善、学校の指導、運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に進めてまいりたいと考えているところでです。

○古賀千景君 まだまだ議論したいところですが、時間がなくなりましたのでここでやめます。

ありがとうございます。

○委員長（高橋克法君） 矢野局長、お水飲んで

結構ですから、どうぞ。

○下野六太君 公明党の下野六太でございます。

本日も質問の機会をいただきまして、有り難いと思っております。

まず初めに、いじめ問題の対処の仕方について、文科省が指導をしておられる、いじめ事案が発生した場合、どういう手順で指導をしていけばいいのか、学校教育現場での指導の仕方について確認をさせていただきたいと思えます。

○政府参考人（矢野和彦君） お答え申し上げます。

学校におけるいじめ事案への対応に当たっては、いじめの疑いのある段階から早期に対応し、教職員個人で抱え込まず、学校いじめ対策組織に報告、相談するなど、積極的にいじめを認知し、組織的に対応していくことが必要でございます。

また、学校いじめ防止対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、被害児童生徒を徹底して守り抜くという意識の下、被害児童生徒やその保護者に寄り添いながら支援に当たることが重要であり、加害児童生徒に対しても、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導、対応を行うことで自らの行為の悪質性を理解させ、健全な人格の発達に配慮することが重要と考えております。

さらに、いじめ事案の中には、もう少しひどい

事案、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなど、学校のみで対応することが困難な場合もあることから、昨年二月に文部科学省から発出した通知の趣旨も踏まえ、警察を始めとした関係機関との連携についても徹底することが必要であると考えております。

これらの対応を行った上で、最終的にはいじめの解消を目指す必要がありますけれども、その際、いじめに係る行為がやんでいること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを被害児童生徒本人や保護者への面談等を通じて継続的に確認する必要があると考えております。

個別事案への対応に当たっては、これらの内容を踏まえつつ、事案の性質等に鑑み、適切に対応する必要があると考えております。

以上です。

○下野六太君 今の初等中等教育局長の御説明は非常に納得ができますし、在り方としては非常に正しいと思っています。特に重要なキーワードは、私は、組織的対応と報告、そして、被害児童生徒そしてその家族に寄り添った形でいじめが収まっているかどうかということを確認しながら丁寧に進めていくということが非常に重要ではないかというふうに思っています。

それで、私は中学校の教育現場で生徒指導を行ってききましたけれども、文科省のホームページを